



# 村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311

小石原庁舎 74-2311

## 総務課

### ◆軽自動車税の減免制度（平成 25 年度分）

東峰村税条例の規定による軽自動車税の減免制度や減免を受けるための申請方法についてお知らせします。

#### 身体に障害をもつ人などが所有する軽自動車等

身体に障害のある人などが所有する軽自動車等を対象に、申請により軽自動車税を減免します。

#### ○減免の対象となる軽自動車等の範囲

- ・東峰村に軽自動車税を納税する軽自動車であること
- ・障害者本人が所有する軽自動車で、本人が運転するもの
- ・障害者本人が所有する軽自動車で、主に本人の通学・通院・通所または生業のために生計を同じくする家族が運転するもの
- ・車の構造が障害者のためのものであると認められるもの

#### ○申請期間

平成 25 年度東峰村軽自動車税の納税通知が着いてから納期限 7 日前【平成 25 年 4 月 24 日（水）】まで（郵送の場合は、申請期間最終日の消印まで有効）

※納税通知書は、4 月中旬ごろに発送予定です。

※前年度に減免を受けていても、毎年度の申請手続きが必要です。

#### ○申請に必要な書類など

- ・手帳類＝身体障害者（戦傷病者）手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・運転免許証 ※常時介護者が運転する場合は、その方の免許証
- ・自動車検査証
- ・納税通知書

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課 税務係（電話：72 - 2311）まで

## ◆第 10 回 東峰村山開き（浅間山から岳減鬼山へ）

恒例となりました、東峰村の山開きを行います。J R 筑前岩屋駅で受付の後、バスで登山口まで送迎いたします。その後は自由登山です。送迎バスは 3 時 30 分で運行を終了しますので、午後 3 時までに登山口まで下山してください。

■開催日：4 月 29 日（昭和の日） ■集合場所：J R 筑前岩屋駅

■受付時間：午前 8 時～午前 11 時まで（事前の申込みは必要ありません。）

■参加費：500 円（傷害保険・バス運行費等）

※詳細は東峰村ホームページか役場にチラシがありますので、ご覧ください。

## 企画振興課

### ◆西鉄バス特別定期券購入者への助成金交付のお知らせ

村では平成 25 年度も路線バスの利用促進と子どもや高齢者などの交通弱者対策として、西鉄バスが発行する「グランドパス 65」と「エコルカード」の購入者に対し、助成金を交付しています。



- ◆助成金交付対象者：村内居住の 65 歳以上の方及び学生
- ◆助成金の対象となる特別定期券：「グランドパス 65」及び「エコルカード」それぞれの 3 ヶ月以上の定期券（通用期間が平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間になっているもの）
- ◆助成金の申請方法：購入した特別定期券の写しを添えて、宝珠山庁舎総務課又は小石原庁舎企画振興課で申請（申請者は、交付対象者本人又はその家族）
- ◆持参するもの：通帳、印鑑、特別定期券又はその写し
- ◆交付申請の期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ◆助成金の額：定期券の期間が 3 ヶ月・6 ヶ月は 1 回 2,000 円とし交付は年 2 回を限度とする。  
ただし、定期券の期間が 1 年のものは、1 回 4,000 円とし、交付は年 1 回を限度とする。

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課（電話：74 - 2311）まで

## 住民福祉課

### ◆福岡県による微小粒子状物質（PM 2.5）測定状況のお知らせ

福岡県では、県内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染常時監視測定局で大気汚染物質を常時測定し、その測定結果を閲覧することができるホームページ「福岡県の大気環境状況」において公表しています。

ホームページでは、微小粒子状物質（PM 2.5）、光化学オキシダント、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の常時監視測定結果について閲覧することができますので、ご活用ください。

#### ■微小粒子状物質（PM 2.5）とは

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5  $\mu\text{m}$ 以下の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子です。呼吸器疾患や循環器疾患への影響が懸念されています。

#### ■福岡県ホームページからのアクセス方法

福岡県→環境→環境保全・温暖化対策→生活環境（大気・水質・土壌等）→微小粒子状物質（PM 2.5）の常時監視測定を開始しました→「PM 2.5 の速報値」（福岡県の大気環境状況）

<http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/taiki-new/Nipo/OyWbNpKm0151.htm>

#### ■問い合わせ先

福岡県環境部環境保全課大気係

電話：092 - 643 - 3360

F A X：092 - 643 - 3357

E-mail：taiki@fihes.pref.fukuoka.jp

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 - 2311）まで